

環境影響評価法施行令の一部を改正する政令案の概要について

1 改正の趣旨

緑資源機構法廃止法案が本年2月1日に閣議決定され、独立行政法人緑資源機構は平成19年度限りで廃止される予定となっている。これまで緑資源機構が実施してきた幹線林道事業の業務は、地方公共団体がその必要性を判断しながら、森林法に基づく補助事業として実施される予定である。(今後、森林法施行令の改正が行われる予定。)

現行の環境影響評価法(平成9年法律第81号)では、緑資源機構が整備を行う幹線林道事業であって一定規模以上のものを対象事業としている。緑資源機構の廃止を受けて創設される補助事業についても同様に環境影響評価法の対象事業として位置づける必要があることから、環境影響評価法施行令(平成9年政令第346号)の改正を行うものである。

2 改正の内容

(1) 環境影響評価法の対象事業の追加

環境影響評価法施行令別表第1について、以下の改正を行う。

- (i) 森林法に基づく補助事業の一部(新たに森林法施行令に位置づけられるもの)により開設・拡張される林道で、幅員が6・5メートル以上であり、かつ、長さが20キロメートル以上のものを第一種事業に追加する。
- (ii) 森林法に基づく補助事業の一部(新たに森林法施行令に位置づけられるもの)により開設・拡張される林道で、幅員が6・5メートル以上であり、かつ、長さが15キロメートル以上20キロメートル未満のものを第二種事業に追加する。

※現行の環境影響評価法施行令別表第1に規定されている「独立行政法人緑資源機構法第十一条第一項第一号に規定する林道の開設又は改良の事業」の削除については、独立行政法人緑資源機構法の廃止に伴い別途制定される整備政令により措置される予定。

(2) 実施済事業に対する経過措置

この政令の施行により新たに第一種事業又は第二種事業となる事業であって、この政令の施行の日前にその工事に着手した林道の開設又は拡張の事業(この政令の施行の日以後の内容の変更により第一種事業又は第二種事業として実施されるものを除く。)については、環境影響評価法第2章から第7章までの規定は適用しないこととする。

3 今後のスケジュール

公布：平成20年3月下旬を予定

施行：平成20年4月1日を予定